

J A M 政策 NEWS

2020年9月1日 第2021-01号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail: seisaku@jam-union.jp

雇用保険の基本手当日額の変更 8月1日(土)から実施

～雇用保険の各種給付金・助成金上限額も変更されます～

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※1に基づいて「基本手当日額」※2を算定しています。

賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。

今回の変更は、2019年度の平均定期給与額が前

※1 離職した日の直前の6ヵ月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。

※2 失業給付の1日当たりの金額。

年比で約**0.49%上昇**したことから最低賃金日額の適用に伴うものです。

これにより、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、雇用調整助成金（通常）の上限額等も変更になりました。

【賃金日額・基本手当日額】

8月1日以降の失業認定分から下記の通り変更

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	13,630	13,700	6,815	6,850 (+35)
30～44歳	15,140	15,210	7,575	7,605 (+35)
45～59歳	16,660	16,740	8,330	8,370 (+40)
60～64歳	15,890	15,970	7,150	7,186 (+36)
	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
全年齢	2,500	2,574	2,000	2,059 (+59)

【高年齢雇用継続給付】2020年8月1日以後の支給対象期間から変更

①支給限度額：363,344円 → **365,114円 (+1,770円)**

②60歳到達時の賃金月額：上限額・476,700円 → **479,100円 (+2,400円)**

下限額・75,000円 → **77,220円 (+2,220円)**

【育児休業給付】(初日が2020年8月1日以後である支給対象期間から変更)

○支給限度額 上限額（支給率67%）：304,314円 → **305,721円 (+1,407円)**

上限額（支給率50%）：227,100円 → **228,150円 (+1,050円)**

【介護休業給付】(初日が2020年8月1日以後である支給対象期間から変更)

○支給限度額 上限額：334,866円 → **336,474円 (+1,608円)**

【雇用調整助成金（通常）・1日あたりの金額】賃金締切期間の初日が8月1日以降の分から変更

上限額：8,330円 → **8,370円 (+40円)**

※上記給付を受給されている場合は、金額が変更になるので確認してください。